

平成24年度長崎県介護保険審査会（全体会）結果

1. 日 時 平成24年6月5日（火曜日） 13:30～15:00

2. 場 所 長崎県国保会館6階会議室

3. 出席者 別紙1「委員出欠表」のとおり

4. 議 題

(1) 議案審議

介護保険審査会合議体の構成について（案）

(2) 報告・意見交換

事務局より報告

- ・ 介護保険審査会の実施状況について
- ・ 介護保険の現状について
- ・ 老人福祉計画・介護保険事業支援計画の概要について
- ・ 平成24年度介護報酬改定について

質疑応答・意見交換

5. 会議結果 別紙2「平成24年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録
のとおり

長崎県介護保険審査会委員名簿

(任期：平成22年4月1日～平成25年3月31日迄)

区分	委員名	出欠	職名等	
1.被保険者を代表する委員 (3人)	(くろき ようこ) 黒木 陽子	出	公募	
	(きし まきよ) 岸 眞喜代	出	公募	
	(むた くみこ) 牟田 久美子	欠	長崎県地域婦人団体連絡協議会 会長	
2.市町村を代表する委員 (3人)	(なかお いくこ) 中尾 郁子	欠	五島市長	
	(たなか かずひろ) 田中 和博	出	長崎市福祉部長	
	(さわだ ようこ) 澤田 洋子	出	西海市保健福祉部長	
3.公益を代表する委員 (18人) 6合議体	法曹関係者等(6人)			
	(たなか りょう) 田中 亮	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(ゆかわ ゆうこ) 湯川 優子	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(こばやし ひろし) 小林 寛	出	長崎大学環境科学部准教授(法律)	
	(じつはら たかし) 實原 隆志	出	長崎県立大学国際情報学部講師(法律)	
	(おかだ ゆういちろう) 岡田 雄一郎	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(きたづめ ひろあき) 北爪 宏明	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	保健・医療関係者(6人)			
	(あかし ふみひろ) 赤司 文廣	出	長崎県医師会常任理事	
	(かみと ほたか) 上戸 穂高	出	長崎県医師会常任理事	
	(みちつじ しゅんいちろう) 道辻 俊一郎	出	医師(長崎県医師会所属)	
	(かわぐち ゆきよし) 川口 幸義	出	社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業「つくも苑」診療所所長	
	(こばやし としこ) 小林 敏子	出	長崎県看護協会ケアプランセンター所長	
	(かわぐち あさこ) 河口 朝子	欠	長崎県立大学看護栄養学部准教授	
	福祉関係者(6人)			
	(むらた かの) 村田 加能	欠	長崎県民生委員・児童委員協議会副会長	
	(しみず てつお) 清水 哲男	欠	長崎県社会福祉協議会専務理事	
	(やまもと ちから) 山本 主税	出	長崎国際大学教授(福祉)	
(やまだ さちこ) 山田 幸子	欠	長崎純心大学教授(福祉)		
(いのうえ みよこ) 井上 美代子	欠	長崎短期大学准教授(福祉)		
(うらべ たかし) 占部 尊士	出	長崎ウエスレヤン大学准教授(福祉)		

平成 24 年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録

日 時：平成 24 年 6 月 5 日（火）

13：30～15：00

場 所：長崎県国保会館 6 階会議室

1. 開 会

会議成立報告（事務局）

出席委員 17 名で委員総数 24 名の過半数に達しており、長崎県介護保険審査会運営規程（以下「運営規程」という。）第 4 条第 2 項により会議が成立することを報告。

なお、牟田委員、中尾委員、河口委員、村田委員、清水委員、井上委員、山田委員の 7 名が欠席。

福祉保健部次長挨拶

会長挨拶

新任委員紹介（田中和博委員、小林敏子委員、河口朝子委員）

事務局職員紹介（事務局）

2. 議 事

議事録署名委員の指名

運営規程第 21 条により、議長が岡田委員、小林委員の 2 名を指名。

事務局より

日程・議事の説明

議案審議

第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」（資料 1）

（事務局より議案説明）

（議長）

ただいまの説明に関しまして、質問・ご意見等はありませんでしょうか？

それではご意見無いようでしたらお諮りします。

第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は承認いただいたものといたします。以上で議案の審議を終了します。

事務局報告

次に、事務局から報告を受けたいと思います。

まず、「介護保険審査会の実施状況について」「長崎県における介護保険の現状について」「長崎県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の概要について」「平成24年度介護報酬改定について」の4項目について、一括して報告をお願いします。

(事務局より報告)

介護保険審査会の実施状況	(資料2 1頁)
長崎県における介護保険の現状について	(同 12頁)
長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画の概要について	(同 17頁)
平成24年度介護報酬改定について	(同 25頁)

3. 意見交換

委員：1ページの介護保険不服審査請求件数ですが、福岡が異常に多いのは何か理由があるのか。

事務局：福岡県のホームページを見てみたところ、介護保険審査会の請求件数というのが平成22年度で122件ある。そのうち認定関係で23件、保険料が93件。ほとんど保険料が高いとかそういう請求があがっている。保険料93件のうち棄却が84件、認定は棄却が19件。保険料で不服が多いという結果になっている。

委員：介護保険料の被保険者の負担について、将来的にはどこまで増えていくのか。ピークというのは何年ぐらいか。

事務局：保険料については、介護サービス量が元になっているのでどの程度のびるかということになる。現在でも5,000円越えているので、保険料をどうするかということになるが、資料の24ページ、一番高いところで佐々町の5,990円、低いところで小値賀町で3,860円。県内の保険者の中でも2,000円もの差がある。どれだけサービスを充実させることができるかにもよる。

今後高齢者はどんどん増えて、認定率も上がっていくのでこのままでは先のほうでピークがくるだろう。

今回の改正の時にも5,000円が限度という話が出ていたが、今回超えてしまった事を苦慮している。長崎県としては政府施策要望、全国知事会等があるが、制度の抜本的な見直しをしないとやっていけないということを要望していきたいと思う。

長崎県の将来推計人口では2015年(平成27年)総人口1,379,000

人、2020年では1,319,000人。

高齢者人口でいえば2025年(平成37年)が437,000人。ここがピークになると予想される。ちなみに平成42年になると430,000人。団塊の世代のピークのときが2025年ごろということになる。

高齢者が長崎県でいつピークになるかというお話ですが、そこまでいって制度そのものがもつのかなと、その前になんらかの手を打つことが必要ではないか。県も国になんらかの施策を求め続けていくことになるだろう。

議長：医療保険者を県内広域化していくことを言われているが、介護保険ではそのような動きはないのか。

事務局：今のところ、そういう動きは聞いていない。

議長：先ほど国に求め続けていくということだが、何を求め続けていくか、その中の一つに広域化ということも入ってくるのではないかと思う。

委員：先ほど福岡での審査会の数が100件を超えているが、その一つ一つに合議体を開催しているのか。

事務局：福岡県介護保険審査会で審査請求が上がって合議体で審査された数が先ほど申し上げた数になる。

委員：介護職員の処遇改善、資質向上で、看取り対応の強化が入ってきているが、スタッフの看取りに対する研修をどうしているのか。福祉関係の方が看取りといってもすぐには難しい面ある。資質向上のところプログラムなどがあるのか。

事務局：施設内、事業所内で研修を開催しているところもあるが、具体的に企業内研修をなさいとってはなっていないので、研修をしないといけないというのではない。

議長：小林委員、看護協会では訪問看護について、資質向上の研修計画があるとかわかりませんか。

委員：看護協会では訪問看護ステーション連絡協議会とかあるが、看取りについての研修とかはしていないと思う。

委員：先ほど介護職員の資質向上を言われて、何年か前に定期的な保険料の見直しじゃないときに、国の指示かなんかで保険料が上がったと思う。23年に上がる前に。

こんなに上がるんですかと市に尋ねたら、これは全体的に上がったとのこと。21年か22年かどちらかだったと思う。介護職員の給料が低いので見直さないといけないということで保険料が上がると説明を受けたが、実際に追跡調査みたいなことはされているのか。市に尋ねたら、それは各施設の経営の問題だから中に入れないと言われた。

保険料は上がって、実際に給料が上がっているのかどうか疑問に思ったので伺いたい。

事務局：保険料の話は第4期のときに介護従事者処遇改善交付金というかたちで、保険料の上昇を抑えるため、保険者のほうに基金を積んでもらって、保険料を段階的に上げたという経緯がある。

平成19年、前回の時に処遇改善のために3%改定したんですが、処遇改善は図れなかったもので、新たに経済対策で交付金を使って、交付金というかたちでの処遇改善を図っているところ。

委員：資料の32ページ、介護老人保健施設の在宅復帰支援機能の強化の中に、在宅復帰率及びベッドの回転率が高い施設をより評価した基本施設サービス費の創設とあるが、在宅復帰に向けての本人、家族への同意というのをどうされているか。

本人が在宅復帰を望まない家族だったり、本人にとって在宅復帰がおもわしくない場合など対応はどうしたらいいか。

事務局：今答えられませんので、後ほど回答してよろしいか。

委員：33ページの生活援助の時間区分の見直しで、時間が短縮になっているが、本当に必要な時間が確保できないのでは。急いで退出しなければいけないなど問題点はないのか。

事務局：30分以上60分未満が20分以上45分未満と15分ほど短くなったため短いほうに流れてしまうということで、45分未満のほうでのサービスが多い。良いところは時間が短くなった分、回数を増やせる。短くなって困っているという声もあるが、始まったばかりなので、評価をしていきたい。

4. 閉会(15:00)